

令和5年度 市民の声一覧(上半期公表用)

受付日	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
8月	行政	中央窓口センターの書式及び対応について	<p>本日、相談者の父(身体障害者1級)の印鑑登録をするために委任状を持って手続きに訪れた。</p> <p>印鑑登録の申請時と受理時に委任状が必要であるが、身体障害者1級の父は多くの項目に記載することは困難であるため、受理時のために代筆の用紙を受け取った。</p> <p>しかし、この代筆の用紙には委任者の指印を求められており、対応した職員に「どうして指印が必要なのか」と問いかけたところ、「決まっていますので」と即答され、根拠となる説明もなかった。</p> <p>今の時代に、指印を押させることへの違和感を覚えましたので、どうして指印を押す必要があるのか、また、このことを改善する予定はないのか、文書による回答を求めます。</p>	<p>印鑑登録は、土地・建物の登記や車の登録をしたりする際に、登録された印鑑によって個人を証明する制度で、登録者の財産に係わる重要なものであり、条例によって、窓口で受付する場合には、印鑑登録申請が本人の意思に基づくものであることを確認するように定められています。</p> <p>このため印鑑登録申請は本人の申請を原則としており、申請時には窓口で本人確認を行っています。</p> <p>本人が、疾病やその他のやむを得ない事由によって窓口で自ら申請ができない時は、本人がすべて自筆し押印した代理権授与通知書(委任状)があれば代理人による申請も可能です。</p> <p>また、本人が身体が不自由なためなどの理由で自筆できない場合には、代理人以外の方で高知市在住の方が代筆者になり、代理権授与通知書(委任状)をすべて記入していただくことになっております。この時の印鑑登録申請が本人の意思に基づくものであることの確認のための本人の指印につきましては、他の市町村でも広くこうした運用がなされているところであり、本市においても同様の取扱いとさせていただきます。</p> <p>ご自身の財産に係わる重要な手続きのための印鑑登録申請が、本人の意思に基づいて行われていることの証として指印は必要と考えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。</p>	中央窓口センター